

平成 22年 5月 23日現在

研究種目：基盤研究（A）

研究期間：2006～2009

課題番号：18203002

研究課題名（和文） 公法学と会計学・経営学を融合させた公的セクターのガバナンス研究

研究課題名（英文） Study on Public Governance from the Point of View of Public Law

研究代表者

木村 琢磨（KIMURA TAKUMARO）

千葉大学・大学院専門法務研究科・教授

研究者番号：40234364

研究成果の概要（和文）：本研究では、公的セクターのガバナンスについて、法的観点を中心として、会計学や経営学の観点を交えながら、日仏ないし日米の制度を比較しつつ考察を行った。その成果として、フランス公法学の古典的学説を再評価し、現代のガバナンスに関する公法理論を再構築した。また、具体的な問題として港湾の管理を取り上げ、ガバナンスの視点から、現行の港湾法上の諸制度について立法論や解釈論を展開し、効率的で効果的な行財政のあり方を提示した。

研究成果の概要（英文）：This study is focused on the notion of public governance and its meaning in practice, from the point of view of public law, in particular the port and harbour law. For that object, the Japanese law was compared with the French law and the American law in these fields, with the aid of theories of accounting and management in private sectors. This research would be significant, not only for some contributions to basic theories of public finance and administrative law, but also to make the public administration more efficient and effective with judicial framework more flexible.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	4,100,000	1,230,000	5,330,000
2007年度	3,600,000	1,080,000	4,680,000
2008年度	3,600,000	1,080,000	4,680,000
2009年度	3,600,000	1,080,000	4,680,000
年度			
総計	14,900,000	4,470,000	19,370,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：財政法，公会計，ガバナンス，フランス，港湾

1. 研究開始当初の背景

公的セクターのガバナンスについては、公法学からの考察が十分でなく、会計学や経営学の成果も十分に生かされてこなかった。とりわけ、港湾管理を素材とした法的考察は乏

しく、また、フランス法との比較という視点も、ほとんど取り入れられてこなかった。

2. 研究の目的

本研究では、パブリック・ガバナンスの観

点から、公的セクターに関する公法諸原理を、私的セクターに関する会計学・経営学・私法学等の理論を比較対照させながら検討し、さらに実務的観点から効率的・効果的な行政運営に向けた考察を行った。公会計改革と港湾管理の2つを中心的な考察対象にしながら、行政のマネジメント全般に考察対象を拡大していくという方法をとった。

ガバナンスの一態様である新行政手法(NPM)に関しては、英米系の諸国が先駆的存在であり、わが国の行政学者等によって注目されてきたが、近時のフランスでは、歴史的に形成された公法基本原理と整合性をもたせつつ、斬新な制度改革が進められている。

そこで本研究では、①フランスと英米系諸国の比較検討を踏まえて、②公法学の古典的学説をもとにした基礎理論的研究、③民間企業のガバナンスに関する私法学・経営学・会計学的な研究動向との比較対照を行い、④具体的素材として港湾管理等を取り上げながら実務的な諸問題を検討することを通じて、総合的な考察を試みた。

3. 研究の方法

(1) 予算会計改革に向けた考察

会計に関しては、民間企業的な発生主義会計の導入・活用の方法、それと並行した現金主義会計の改善方法などの諸問題について考察を行った。また予算については、政策別予算の導入をはじめとした予算配分のあり方を検討した。両者について、わが国での中央・地方の両レベルにおける予算会計改革の動きを客観的に検証しつつ、理論的な深化を図ることを目指した。

(2) 行政におけるマネジメント改革の考察

政策評価における財務諸表の活用方法を検討するとともに、会計検査における政策評価的機能の意義を考察した。また、効率的な行政管理のために、行政組織の権限配分や予算配分のあり方について考察した。文献による研究とあわせて、いくつかの自治体を訪問調査しながら、今後の方向性を検討した。

(3) 港湾管理の研究

上記の研究の素材として、主に港湾管理を取り上げ、予算会計を含めたマネジメントのあり方を考察した。実際に、いくつかの港湾管理者(公的セクター)や港湾事業者(民間セクター)を訪問して現地調査を行い、その結果と比較しながら、適宜、他の行政機関や民間事業者についても調査した。

(4) 基礎理論的な考察

上記の研究に理論的な基礎を与えるために、憲法学をはじめとした公法基礎理論の問

題点、会計学・経営学・私法学の基礎理論の応用可能性などについて、検討を行った。その中心となる公法学については、古典的学説の再評価を含めた歴史的研究も併用した。本年度は、これらの基礎理論的研究に重点をおき、文献調査を積極的に行った。

(5) 国際比較研究

フランスにおける予算会計改革やアメリカにおける公会計改革を中心に、国際比較を行った。両国における現地調査も行き、改革の動向を詳細にフォローした。

4. 研究成果

以下では、後掲の図書・論文と学会発表の内容に即して、本研究の研究成果を示す。このうち、中心的な研究成果は、公法学的観点からの図書①および図書②であるが、会計学や経営学等の観点からの考察(特に論文①・論文②)は、当該分野において先駆的な意義を有しているのみならず、本研究の公法学的考察に理論的基礎を与えている。なお、これらの論文の基礎になった学会発表④・⑤は、公法学・会計学等の枠を超えた議論を提供している。

(1) ガバナンスの法的考察

図書②は、現代的なガバナンスの観点から、行政・財政の諸問題を考察したものであり、本研究の総括的な存在として位置づけられる。

分野的には、行政法・財政法を含めた公法全般にわたっているが、租税法を財政法の一部として位置づけたいうえで、租税法を中心的な素材としている。また、港湾管理に関しても序論的な考察を行っている。さらに、発生主義的財務諸表に関する会計学の成果も取り入れながら、財政法の基本原理を再構成している。

もとよりガバナンスは多義的な概念であり、論者によって相当に異なった用語法がなされるが、本書では、おもにフランスの学説の定義を参考にしながら、財政の効率的・協働的な規律をめざす《財政ガバナンス(gouvernance financière)》を基軸として、現代的な諸問題を論じている。ガバナンスについては、コーポレートガバナンスに関する私法学の研究を別にすれば、行政学・経済学の研究に比べて法律学の先行業績は乏しく、ガバナンスと公法理論ないし公法上の諸制度を結びつけたことに本書の存在意義が認められる。

方法論的には、フランス公法学の巨匠であるモーリス・オーリウを中心とした、古典的学説との連続性を重視している。すなわち、ガバナンスは極めて現代的な概念であるが、古典のなかに類似の発想を呼び込むという、

逆説的な分析方法をとっていることに本書の特徴がある。オーリウの学説については、これまで財政法的な意義が完全に看過されてきたことから、本書はその学説史的評価に大幅な修正をもたらしている。

本書に対する会計学的観点からの書評として、大塚成男「書評・ガバナンスの法理論」日本財政法学会編『自治体財政の健全化〔財政法叢書 25〕』（全国会計職員協会、2009年）pp. 155-162, 同じく公法学的観点からの書評として、飯島淳子「書評・ガバナンスの法理論」季刊行政管理研究 124号（2008年）pp. 64-68 などがある。

なお、本書に関連する考察を行った論考として、論文⑥・⑦・⑨・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱がある。また、本書の内容をもとに、フランスの動向を整理した論考として、論文③がある。さらに、本書の内容に関連した学会報告として、学会発表①・⑥があり、前者の内容は、論文⑧の形で公表されており、後者の内容は、公法研究 72号において公表される予定である。

(2) 港湾管理の考察

図書①は、港湾管理について、公的セクターにおけるガバナンスという観点から、考察したものである。方法論的には、日仏の古典的文献を現代に生かすという視点を重視している。港湾に関する初めての法的研究書としての意義を有する。

空港や道路との比較を交えた総論的な記述に続いて、日仏における港湾制度とその歴史の変遷を概観したうえで、ガバナンスの一般理論が港湾管理にも応用されるべきことを説いている。テーマとしては、港湾の公物法上の意義、国有財産の管理委託の意義の2つが中心となっている。

今日のフランスでは、わが国と同様、国際競争力を強化する観点から、効率的な港湾管理、港湾相互間の連携などが模索されているが、かかる問題意識が20世紀初頭の学説にすでに存在していたことを示し、現代の諸問題に対する視座を提供している。また、わが国では一般に、第2次大戦後の港湾法がもたらばアメリカ法の影響のもとで制定されたといわれるが、本書では、戦前と戦後の港湾法制の連続性を指摘し、戦前の学説・実務の理論を現代の港湾管理に応用する可能性を示している。

なお、本書に関連した考察を行ったものとして、論文⑱・⑳がある。また、本書を発展させた学会報告として、学会発表②がある。

(3) 会計学・経営学的な考察

論文①は、地方公共団体の財政運営においては、財務会計を通じて公有財産の評価・管理を行うことが必要になっている、という問

題意識をうけたものである。同論文では「総務省方式」を題材としてバランスシートや行政コスト計算書が公有財産の管理にあたってどのような役割を果たすツールとなり得るのかを検討したうえで、資産に関する複数の測定属性を比較考量し、財政運営における公有財産の管理のためには取得原価を用いることが望ましいことを明らかにした。そして、公有財産管理のために実施されるべき具体的な財務書類の分析方法を提示している。

論文②では、地方財政健全化法における会計的な指標についてその長短を論ずるとともに、将来負担比率を用いるに際して「標準的な税収等」から、どうしても支出せざるを得ない財政需要額を差し引いた余剰額と将来負担とを対比させるべきである点、連結実質赤字比率および将来負担比率を用いる際、いわゆる連結の範囲を決める場合の客観性に問題点がある以上、客観性を担保する方策を講じるべきである点、そして自治体の会計全体について、信頼できる監査人による監査を受けていることが数値の客観性を担保するための一つのよりどころとなる点を指摘し、今回の法制定を、公会計の新しい展開のための一助とすべきであることを主張している。なお、同時に全ての自治体に、必要とされる内部統制に関する規定を設け、内部統制が機能するような制度設計を行うことがこれからのわが国にとっては絶対に必要であることを指摘した。

論文④は、地方財政健全化法の制定とそこで各自治体の財政判断に用いられるようになった各種の財政判断比率について、その背景と問題点を探ったものである。ここでは、企業会計における収益・費用の考え方と、公会計における歳出・歳入の考え方の違いから生ずる公会計特有の問題点を指摘している。

論文⑤では、地方財政健全化法のもとで、各自治体の財政状況の判断に際して新たな指標が用いられるようになったことを受けて、その指標の問題点について検討を行った。その結果として、特に大きなものは実質赤字比率と連結実質赤字比率の算定式において、実質収支を用いる点にあることを指摘した。実質収支それ自体は、多くの局面で自治体財政の健全性を測定する指標として考えられているが、むしろ、プライマリーバランスからさらに支払利息を控除した「本源的財政収支」を基本的な指標として活用すべき点を指摘した。

論文⑩は、企業会計の思考が20世紀型から21世紀型へと変化しつつあることを受けて、新たな公会計を構築する際の基本思考となる考え方を示唆するものである。具体的には、複式簿記に関して資産・負債・純資産の変動をとらえ記録するものであるとの認識と、記帳に際しては資産・負債の形態的分類

を前提とし、当該資産・負債の評価額に依存して行うという点は企業会計において不変であり、ただ、資産負債の基本的な評価法が過去の収支に依るのではなく、将来キャッシュ・フローの割引現在価値に大きく依存するものとなりつつあることを指摘し、公会計への応用に際してはその点を十分踏まえるべきであることを示唆した。

(4) アメリカ会計学の研究

2006年には、アメリカ合衆国での調査研究を行った。本調査研究は、アメリカ合衆国における会計・監査制度（企業会計および公会計の両分野）を調査・分析するために行われた。わが国において1990年代後半から「会計ビッグバン」と呼ばれる様々な企業会計制度・監査制度の大改革が始まったのは、アメリカ合衆国の企業会計・監査制度変革の非常に強い影響によるものであり、わが国の今後の企業会計・監査の方向性は、アメリカ合衆国の理論・実務と切り離して考えることはできない。したがって、アメリカ合衆国の企業会計制度を中心として調査を行い、カリフォルニア州立大学サンノゼ校ルーカス経営大学院において、複数の教授に対するインタビューならびに彼らとの討論を行った。その際、2002年にエンロン・ワールドコム事件を受けてアメリカ合衆国に導入された企業改革法の監査における影響についても意見を聞くことができた。わが国でも、この企業改革法の精神に基づく企業監査制度が2006-2007年にかけて導入されたが、彼我の制度上の異同点を検討するための、貴重な意見・データを得ることができた。

また、諸外国と異なり、公会計に複式簿記が導入されていないわが国の中央政府・自治体の会計制度改善点を検討するため、カリフォルニア州サンノゼ市の予算書等の資料を入手し、サンノゼ市副市長および市民による討論会に参加して、自治体の公会計制度の実情と問題点について調査および分析を行った。日本の実情からはかけ離れた点もあったが、参考にすべき点多かった。

以上の成果は、とりわけ論文②・④・⑤・⑩に反映されている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計20件)

①大塚成男「財務会計を通じた公有財産の評価と管理」日本財政法学会編『国公有財産の管理〔財政法叢書 26〕』, 査読なし, 2010, pp. 39-57

②佐々木隆志「自治体財政の健全化——会計学の視点から」日本財政法学会編『自治体財政の健全化〔財政法叢書 25〕』, 査読なし, 2009, pp. 42-53

③木村琢麿「フランスにおける公私協働論の潮流」法律時報 81 卷 9 号, 査読なし, 2009, pp. 95-98

④佐々木隆志「地方財政健全化法と公会計」会計人コース 43 卷 8 号, 査読なし, 2008, pp. 41-43

⑤佐々木隆志「新たな指標をめぐる問題——地方財政の健全化に向けて」ジュリスト 1366 号, 査読なし, 2008, pp. 27-32

⑥木村琢麿「地方財政健全化法の2段階スキームをめぐる諸問題」ジュリスト 1366 号, 査読なし, 2008, pp. 33-41

⑦木村琢麿「固定資産税に関する行政事務の民間委託とその法的課題」資産評価情報平成 20 年度第 3 号 (166 号), 査読なし, 2008, pp. 2-5

⑧Takumaro KIMURA, « Le partenariat public-privé au Japon en comparaison de la France », Société de législation comparée, L'intérêt général en Japon et en France, 査読なし, 2008, pp. 87-102

⑨木村琢麿「フランスにおける財政制度の変容——日仏比較を交えて」手塚和彰・中窪裕也編『変貌する労働と社会システム』(信山社), 査読なし, 2008, pp. 357-386

⑩佐々木隆志「会計思考の変遷」会計 172 卷 2 号, 査読なし, 2007, pp. 43-56

⑪Takumaro KIMURA, « Dialogue social et procédure législative », Faculté de droit de Montpellier, Les mutations contemporaines de la démocratie, coll. Actes de colloque, tome 3, 査読なし, 2007, pp. 109-123.

⑫木村琢麿「租税行政における民間委託の可能性——法理論的な観点から考える」税 2007 年 9 月号, 査読なし, 2007, pp. 20-36

⑬木村琢麿「財政の現代的課題と憲法」長谷部恭男ほか編『岩波講座・憲法 4』(岩波書店), 査読なし, 2007, pp. 161-193

⑭木村琢麿「行政の民間委託の可能性について——オーリウ学説と租税行政を素材とした

覚書き」千葉大学法学論集 22 卷 1 号, 査読なし, 2007, pp. 55-150

⑮木村琢麿「行政の効率性について—実定法分析を中心とした覚書き」千葉大学法学論集 21 卷 4 号, 査読なし, 2007, pp. 155-202

⑯木村琢麿「現代行政における経済性の意義(1)~(5・完)——法的観点からのパブック・ガバナンス論に向けた基礎的考察」自治研究 82 卷 8 号pp. 74-95, 82 卷 11 号pp. 109-136, 83 卷 2 号pp. 66-92, 83 卷 8 号pp. 78-94, 83 卷 9 号pp. 82-97, 査読なし, 2006-2007

⑰Takumaro KIMURA, « L'évolution des prises de décision : du choix politique au choix efficace », Annales de la Faculté de droit de Strasbourg, n°8, 査読なし, 2006, p. 47-66.

⑱木村琢麿「国公有財産制度・公物制度に関するフランスの動向」千葉大学法学論集 21 卷 3 号, 2006, 査読なし, pp. 1-39

⑲木村琢麿「租税におけるガバナンス論の展開——フランス租税法の歴史と現状」千葉大学法学論集 21 卷 2 号, 査読なし, 2006, pp. 61-99

⑳木村琢麿「フランスにおける運輸行政の動向——地方分権改革と財政的統制を中心に」千葉大学法学論集 21 卷 1 号, 査読なし, 2006, pp. 115-164

〔学会発表〕(計 6 件)

①木村琢麿「財政の法的統制——その限界と新たな可能性」, 日本公法学会, 2009 年 10 月 11 日, 京都大学

②木村琢麿「港湾の法的研究の可能性」日本港湾経済学会関東部会, 2009 年 9 月 26 日, 関東学院大学

③大塚成男「財政健全化のための財務書類分析の重要性」, 国際公会計学会大会, 2009 年 9 月 17 日, 北海道大学

④大塚成男「財務会計を通じた公有財産の評価と管理」, 日本財政法学会, 2009 年 3 月 20 日, 北海道大学

⑤佐々木隆志「自治体財政の健全化—会計学の視点から—」, 日本財政法学会, 2008 年 3 月 21 日, 西南学院大学

⑥Takumaro KIMURA, « Le partenariat

public-privé au Japon en comparaison de la France », Société de législation comparée, 2007 年 9 月 20 日, フランス・パリ第 2 大学

〔図書〕(計 2 件)

①木村琢麿, 成山堂書店, 『港湾の法理論と実際——行政法・財政法からのアプローチ』, 2008 年, 272 頁

②木村琢麿, 勁草書房, 『ガバナンスの法理論——行政・財政をめぐる古典と現代の接合』, 2008, 400 頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

木村 琢麿 (KIMURA TAKUMARO)
千葉大学・大学院専門法務研究科・教授
研究者番号: 40234364

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者

佐々木隆志 (SASAKI TAKASHI)
一橋大学・大学院商学研究科・教授
研究者番号: 10235252

大塚成男 (OTSUKA SHIGEO)
千葉大学・法経学部・教授
研究者番号: 20213770

善積康夫 (YOSHIZUMI YASUO)
千葉大学・法経学部・教授
研究者番号: 80182799

飯島淳子 (IIJIMA JUNKO)
東北大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号: 00372285

寺洋平 (TERA YOHEI)
茨城大学・人文学部・准教授
研究者番号: 90323203

堀田佳文 (HORITA YOSHIFUMI)
千葉大学・法経学部・講師
研究者番号: 40375605